

ひろしん長期固定金利型住宅ローン フラット35
(機構買取型)

(平成27年10月1日現在)

1. 商品名	○ひろしん長期固定金利型住宅ローン フラット35
2. ご利用いただける方	○次のすべてを満たす方 ① お申込日において、70才未満の方 ② 日本国籍を有する方または永住許可を受けている外国人の方 ③ 団体信用生命保険に原則加入できる方 ④ 当金庫の会員となれる方 ・当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ・当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることが可能です。なお、会員となっていたかなくても、ご融資をさせていただくことが可能な場合もありますので、詳しくは、窓口にお問い合わせください。
3. お使いみち	○お申込ご本人が所有し、ご本人またはご親族がお住まいになるための新築住宅の建設・購入資金、中古住宅の購入資金（リフォーム工事費用を含む）またはその借換資金とします。 (ただし、当金庫住宅ローンはお借換できません)
4. ご融資金額	○100万円以上8,000万円以内（1万円きざみ） ただし、住宅建設費（購入費用）の100%以内とします。 お借換の場合は借換対象住宅ローンの残高および適合証明費用または担保評価額の200%のいずれか低い額までとします。
5. ご融資期間	○次のうち、いずれか短い期間とします。 ① 15年以上35年以内。ただし、借入申込日における年齢が60歳以上の場合は、返済期間の下限は10年とします。 ② 完済時の年齢が80才になるまでの期間。 ③ お借換の場合は、35年から住宅取得時の住宅ローンの借入日からの経過期間を減じた期間を上限とします。
6. ご融資利率	○全期間固定金利とします。 ※実行時の適用利率は、「実行日現在」の金利となります。「お申込日現在」の金利と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ※ご融資利率につきましては、窓口にお問い合わせ下さい。
7. ご返済方法	○毎月の元利均等または元金均等返済とします。また、融資金額の40%以内での6ヵ月毎のボーナス返済の併用もできます。ご返済金は、ご指定いただいた口座より毎月一定日に自動支払にてお支払いいただきます。 ※具体的な返済額は、窓口でお申し出いただければ試算いたします。また、当金庫ホームページでも返済額の試算ができます。
8. 保証人	○不要です。
9. 住宅の要件	○住宅金融支援機構が指定する物件検査機関から住宅金融支援機構が定める技術基準に適合することを証する証明書の交付を受けた以下の住宅とします。 ① 床面積（専有面積） 1) 一戸建て住宅・・・70㎡以上 2) 共同建て住宅・・・30㎡以上 ② 住宅価額 一戸あたりの住宅建設費または住宅購入価額が1億円以下であること

10. お借換の要件	<p>○お借換の対象となる住宅ローンは以下のとおりとします。</p> <p>① お借入日から1年以上経過していること</p> <p>② 住宅取得時にお借入された住宅ローンの融資額が8,000万円以下で、かつ住宅の建設費または購入価額の100%以内であること</p> <p>③ 住宅の建設費または購入価額が1億円以下であること</p> <p>④ リフォーム工事実施が中古住宅取得から2年以内に行われているか(リフォーム一体型を利用する場合)</p>
11. 担保	<p>○担保物件は、融資の対象である住宅およびその敷地とし、住宅金融支援機構が第一順位の抵当権を設定させていただきます。</p>
12. 融資手数料	<p>○【手数料定率型】ご融資金額の2.16% (消費税含む)</p> <p>○【手数料定額型】54,000円 (消費税含む)</p> <p>※早期にご完済された場合であっても、融資手数料は返戻されませんのであらかじめご了承下さい。</p>
13. 団体信用生命保険	<p>○ローンをご利用になる方は、住宅金融支援機構が契約している保険会社の団体信用生命保険にご加入していただきますので、万一の場合でも、ご家族に負担がかかりません。</p> <p>※保険料は、お申込人のご負担となります。具体的な保険料は、窓口にお問い合わせください。</p>
14. 火災保険	<p>○ご融資の際、担保として差し入れていただく建物に取得価格または時価相当額を保険金額とする火災保険の付保が必要となります。</p>
15. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店またはリスク統括部お客様相談室(9時～17時、フリーダイヤル0120-323-023)にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
16. その他	<p>○1つの融資対象住宅に対して、返済期間の異なる融資の併せ融資を取組むことも可能です。詳しくは、窓口にお問い合わせ下さい。</p> <p>○本商品は、住宅金融支援機構の証券化支援事業を活用しております。お申込人へのご融資と同時にその住宅ローン債権を住宅金融支援機構が買取りいたしますが、お申込人のご返済手続や各種お手続きはすべて当金庫が行います。</p> <p>○一部繰上返済は約定返済日に限り可能です。</p>